

「三世代同居世帯支援事業補助金」のお知らせ

3月まで補助金を受けていた方も、新たに申請が必要です。

町では、少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世代が同居する世帯に補助金を交付しています。

(注)三世代同居世帯とは…

町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

■補助金の内容

区分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育助成	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳~6歳まで)がいる世帯の保護者	児童1人につき月額7,000円

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)



「生活用水給水施設整備補助金」のお知らせ

生活用水給水施設整備補助金のお知らせ

町では飲料用水など確保が困難な地域に居住する方の公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的として平成30年度から上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を新設しました。

この補助金は、生活用水給水施設を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行ないます。

補助対象地域	簡易水道の給水区域(矢方、尻高を除く旧新吉富地区全域、土佐井の一部、及び原井の一部)以外の地域	
補助対象者	次のすべての条件を満たす方。 ・町税に滞納のない方 ・居住の目的で取水施設などを設置する方 ※他人の土地に取水施設を設置する場合は土地所有者の承諾が必要です。	
補助金対象工事など	【新たに取水施設を設置する場合】 1 ボーリング工事 2 取水管工事 3 ポンプ設置工事	【既に取水施設がある場合】 4 貯水タンク設置工事 5 電気導線工事
	補助金額: 3/10以内。ただし30万円を上限とする。	補助金額: 1/2以内。ただし15万円を上限とする。
受付開始日時	※補助対象工事に要する経費が10万円に満たない場合は、補助金の交付は行ないません。 4月2日(月) 8:30~ ※補助金の総額が、予算に達した時点で受付終了となります。	

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象にません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

企業主導型保育施設保育料補助金のお知らせ

4月より、家庭における経済的負担を軽減し、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援するため、企業主導型保育施設への入所に伴う保育料を町が補助します。事前に申請が必要となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。なお、詳細については下記までお問い合わせください。

補助対象者	企業主導型保育施設の地域枠に入所している第2子以降3歳未満である児童の保護者
補助金額	第2子 保育料の1/2補助 (上限17,500円/月) 第3子以降 保育料全額補助 (上限35,000円/月)

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

スズメバチ駆除費補助金について

スズメバチによる危害を防止し、生活の安全とよりよい環境づくりのため、スズメバチの巣を駆除する方に対し、駆除費用の一部を補助します。スズメバチによる被害でお困りの方はぜひご利用ください。
※ただし、事前に現場を確認しますので、巣を駆除する前に住民課へご連絡ください。

■対象となる巣

町内にあるスズメバチが活動している巣

■対象者

巣がある建物や土地を所有、管理、または使用している方
※駆除業者により駆除されたものが対象です。
※緊急時は自治会長が申請することができます。

■補助金額

駆除費用の2分の1相当 (上限額: 6,000円)

■交付申請

事前確認後、巣の駆除日から30日以内、または当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに交付申請書を提出

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

日本脳炎定期予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成17年度から平成21年度にかけて積極的な勧奨を差し控えていました。平成7年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた方は一定の条件を満たせば定期接種の対象となります。

母子手帳で日本脳炎予防接種の接種歴をご確認ください。

●問い合わせ先

子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

新規学校卒業者の求人はハローワークへ

平成31年3月の新規中学・高等学校卒業予定者を対象とする求人は、ハローワークにて6月1日から受付を開始致します。企業の皆さんにおかれましては、新たに社会へ出ようとする若者の雇用機会の確保・拡大を検討いただき、1人でも多くの求人をお願いします。
詳しくは、下記までお尋ねください。

●問い合わせ先

ハローワーク行橋(学卒担当) TEL 0930-25-8609

上毛町資源物集団回収奨励金のお知らせ

ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とした制度です。

町内の子ども会や自治会などが資源物(新聞、ダンボール、雑誌などの古紙、古布)を集団回収して町に登録された資源物回収業者に引き渡した場合、その引き渡した量に応じて奨励金を受け取ることができます。

■奨励金額 品目: 新聞、ダンボール、雑誌など、古布

金額: 1kg当たり 5円

※ただし、10円未満の端数は切り捨て

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

上毛町老朽危険家屋等除却促進事業のお知らせ

老朽化して危険度の高い空き家などの除去費用の一部を助成する事業を実施しています。詳細については、下記までお問い合わせください。

■対象となる建物 次の条件を全て満たすもの

- ①周辺の住環境などを悪化させ放置されているもの
- ②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
- ③危険度判定の結果、基準を満たしたもの
- ④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

■助成金額 除去工事費の2分の1(ただし50万円を限度)

※補助金を受けようとする前に、町との事前協議が必要です。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)